

令和8（2026）年2月3日  
子ども・子育て支援審議会資料  
児童部保育幼稚園室  
児童部こども発達支援センター

## 令和8年度からの発達支援保育制度の再構築及び巡回相談の拡充について

### 1 これまでの経過

近年の教育・保育施設において、発達に課題のある児童が増加しており、中でも行動特性で集団適応に困難さを有する児童の増加が顕著となっています。施設運営者からは発達の見立てや保育の見立ての助言の機会の増加、適切な加配保育士の配置等を求められてきたことに対応していくために、従前の発達支援保育制度を再構築し、令和8年4月1日付の制度改正に向けて、利用者や教育・保育事業者等の関係者に説明を重ねながら、広く市民に周知し準備を進めてまいりました。

### 2 新制度の概要

#### (1) 巡回相談（こども発達支援センター）

ア. 施設が相談を希望する全ての児童を対象とします。また、巡回相談対象施設はこれまでの対象施設（公私立の認定こども園・保育所、公立幼稚園）に私立幼稚園と公私立小規模保育事業所を加えます。

イ. こども発達支援センター所属の心理士、作業療法士、言語聴覚士、理学療法士、保育教諭で施設巡回します。各施設には年2回以上、巡回相談の機会を確保します。

#### (2) 加配制度（以下、「発達配慮申請制度」という）（保育幼稚園室）

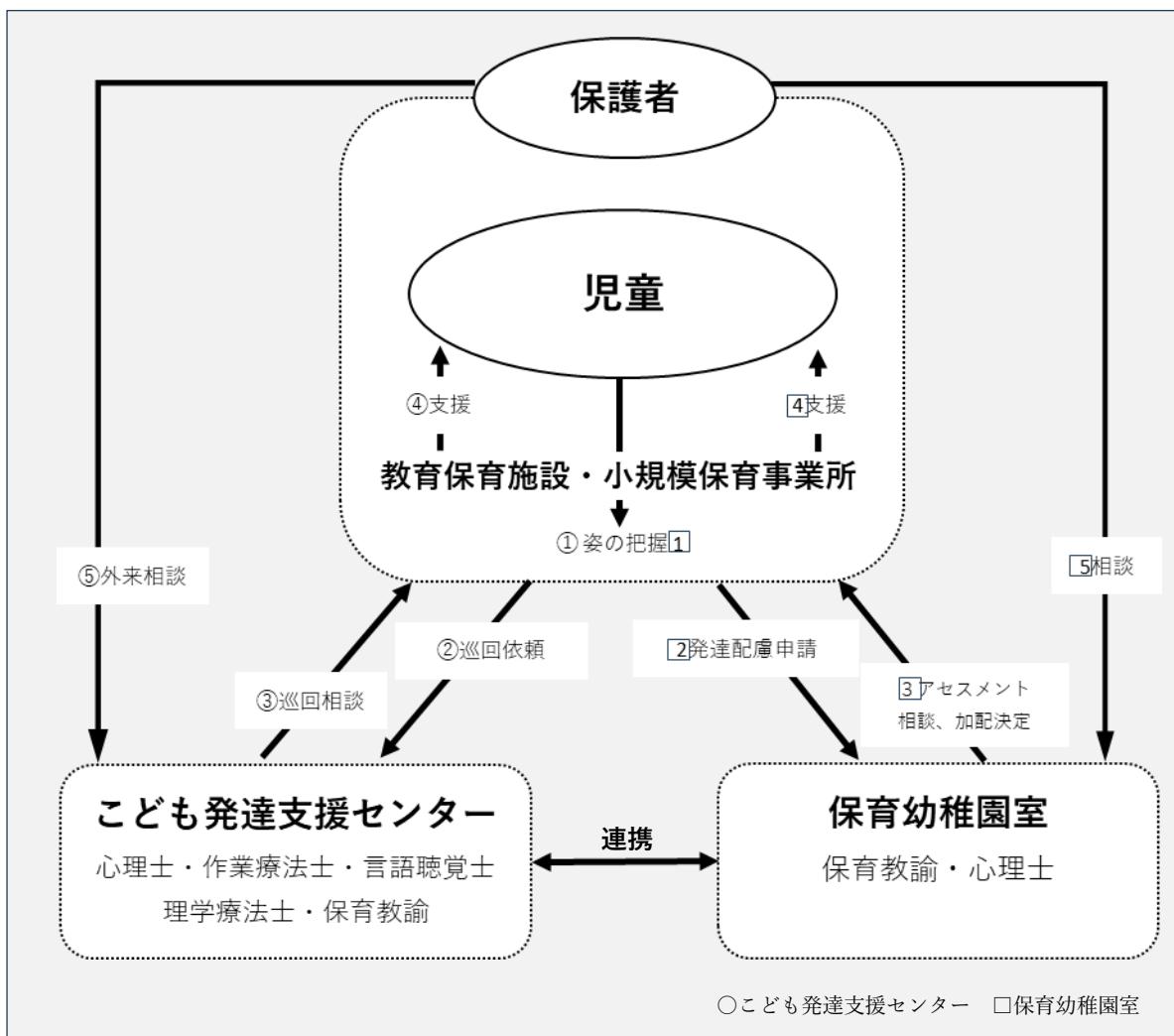
ア. 加配制度の対象施設を公私立の認定こども園・保育所、小規模保育事業所、公立幼稚園とします。

イ. 施設が加配を要すると判断した児童について、保育幼稚園室に発達配慮申請を行い、加配の要否基準に基づき、介助保育士を加配します。（原則、保護者の同意が必要）

#### (3) 公立幼稚園、認定こども園1号枠に発達支援枠を設置（保育幼稚園室）

ア. 公立幼稚園・認定こども園1号枠に発達支援枠を設け、地域での受け皿を確保します。（保護者の就労等の要件に関わらず保育所等2号枠で実施していた発達支援保育は廃止）

### 3. 新制度のイメージ図



### 4. 令和8年度の予定

年・月	内容
令和8年4月	施設からの巡回相談申請の受付（こども発達支援センター）
	施設からの発達配慮申請に係る行動観察の受付（保育幼稚園室）
5月	巡回相談開始（こども発達支援センター）
	発達配慮申請児童の施設訪問・保育観察開始（保育幼稚園室）
6月	親子教室等保護者への就園説明会（こども発達支援センター・保育幼稚園室）
8月	保護者からの令和9年度公立幼稚園・認定こども園1号枠における発達支援保育申請の受付開始（保育幼稚園室）
9月	各施設への巡回相談及び発達配慮申請についてのアンケート送付（こども発達支援センター・保育幼稚園室）
10月	保護者からの令和9年度発達配慮申請児童の保育観察開始（保育幼稚園室）
令和9年1月	アンケート結果を分析・検証のうえ、各施設にアンケート結果を送付